



高齢者の生きがい就労活動を支援します

市では、地域社会に求められる取り組みの中で、高齢者が「生きがい」を得られる「就労活動」を新たに始める団体に対し、初期費用の一部を補助します。

*生きがい就労活動とは

雇用の視点に加え、高齢者が社会参加することにより生きがいを見いだすことで、健康維持や介護予防につながる就労のことです。

例：コミュニティカフェの開設、高齢者の外出支援、配食サービス

●応募資格

- ①市内を拠点として活動する団体であること
- ②団体およびその代表者の存在が明らかで、かつ、代表者が市内に住所を有していること
- ③団体の構成員が3人以上で、そのうち2人以上が市内に住所を有する60歳以上の人であること
- ④継続的に活動する団体であること
- ⑤政治活動や宗教活動を主な目的としない団体であること
- ⑥暴力団または暴力団などの統制下にある団体でないこと

●補助対象

営利を目的としない、地域社会の課題解決や地域貢献に資する活動であること

※現在の団体が新たに活動を始める場合も対象とする

●補助対象経費

▼事務所開設に係る経費（工事費など）▼備品費（活動実施に不可欠な備品など）▼謝礼・研修費など

●補助期間

補助金交付決定日（令和5年3月31日（金））

●補助額

対象経費の2分の1以内（上限50万円）

●補助団体数

1団体程度

●申請期間

6月1日（水）～7月29日（金）

【問い合わせ・申し込み】

新館長寿福祉課（☎41・3576）



身体障がい者・知的障がい者相談員を紹介します

【問い合わせ】
新館障がい福祉課
（☎41・3581）

身体障がい者相談員と知的障がい者相談員は、障がいのある人やその家族の悩みなど、生活上のさまざまな相談に応えています。また、同相談員は、障がいのある人が地域活動へ参加したり、必要な制度を活用したりするためのパイプ役として関係機関と連携しています。

本年度の相談員は次の皆さんです。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

■知的障がい者相談員

氏名	住所	電話番号
井形 隆蔵	下幅	22-2874
牛崎 恵理子	太田	23-4268
おしきり 嘉子	高木	24-5789
きくち 菊池 やすよ 靖代	東和町外谷地	090-6681-5539
くまがい 熊谷 きょうこ 京子	石鳥谷町大瀬川	45-5322
こせがわ 小瀬川 ただし 正	台	27-2875
きとう 佐藤 うた子	大迫町外川目	48-9443

■身体障がい者相談員

氏名	住所	電話番号
あべ 阿部 けんじ 賢治	中根子	22-2897
うちだて 内館 かつと 勝人	幸田	31-2650
おばら 小原 なおゆき 直幸	東和町谷内	44-2339
きくち 菊池 しゅうじ 修子	東和町東晴山	44-2358
きくち 菊池 やすよ 靖代	東和町外谷地	090-6681-5539
くすお 葛尾 ゐみこ 文子	西宮野目	26-5142（ファクス）
こまば 駒場 つねお 恒雄	二枚橋	26-2102
ささき 佐々木 かずゆき 一行	大迫町大迫	48-3658
ささき 佐々木 きよこ 喜代子	天下田	24-6534
さとう 佐藤 たかし 崇	石鳥谷町関口	47-2484
しらさき 白崎 オノエ	東町	23-4903
たかはし 高橋 わたる 渡	南万丁目	090-5356-6292
ただ 多田 けんじ 憲司	東和町館迫	44-2848
ねこ 根子 けんいち 健一	北笹間	29-2350
はれやま 晴山 ゆたか 豊	石鳥谷町関口	47-2001
ふじい 藤井 きみひろ 公博	東和町中内	42-4864
もとだて 本館 しろう 二郎	北笹間	29-2469
やまもと 山本 ひでのり 英典	大迫町大迫	48-2274
よしだ 吉田 みゆの 稔	小瀬川	27-3512

米価下落対策 農家を応援

主食用米からの作付転換に取り組む農家を支援 水田作付転換支援事業



市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和3年産米価の下落による影響を受けた農家を支援するため、主食用米以外の作物生産に取り組む農業経営体を支援します。

■対象 次の要件を全て満たす農業経営体
▶J Aいわて花巻などの認定方針作成者（※）に参画し、主食用米を生産している市内農業経営体▶令和4年産の主食用米の作付面積が減少し、下記の補助対象作物の作付面積が拡大している市内農業経営体
※認定方針作成者…米穀の生産調整に関する方針を作成し、農林水産大臣から認定を受けたコメの生産出荷団体（J Aいわて花巻、株式会社渡嘉商店、関庄糧穀株式会社、有限会社すぐね、有限会社板垣農場）

■補助対象作物 令和4年中に収穫する▶飼料用米▶加工用米▶稲ホールクロップサイレージ（稲WCS）▶子実用トウモロコシ▶エダマメ▶キャベツ▶タマネギ▶ネギ▶加

工用トマト▶アスパラガス▶ピーマン▶リンドウ

■補助額 補助対象作物へ転換した面積に10㎡当たり5,000円を乗じた額（㎡未満切り捨て）

※補助対象面積は、令和3年産と4年産を比較して、主食用米の作付面積減少分を上限

■申請方法

- 農業経営体…経営所得安定対策などの申請手続きに必要な営農計画書などの関係書類を花巻市農業推進協議会に提出
- 花巻市農業推進協議会…農業経営体から提出のあった内容を取りまとめ、市に申請書類を提出
- *農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません

【問い合わせ】農政課（☎23-1400）



住宅用火災警報器の 点検を定期的に行いましょう

【問い合わせ】
消防本部予防課（☎22-6123）

市では、花巻市火災予防条例により全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けています。

まだ設置していない住宅は、早期に設置し、自分の住まいと命を守りましょう。

■定期的に点検を

いざというときのために、年に2回以上「ひもを引く」「ボタンを押す」などの点検をして電池切れや故障がないことを確認しましょう。

■10年が機器交換の目安です

住宅用火災警報器は、電池切れやセンサーの劣化により、火災を感知しなくなることがあります。設置から10年を目安に機器を交換しましょう。

電池切れが近づくと、数秒から数十秒おきに「ピッ」という音が鳴るほか、表示灯が点滅します。音声で「電池切れです」とお知らせする機種もあり、鳴動が数日間続くものもあります。

